

こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会(第8回)への意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
認定 NPO 法人びーのびーの
理事長 奥山千鶴子

本分科会の検討事項に係る制度改正の方向性等を踏まえ、以下2点意見を提出いたします。

1. 妊婦等包括相談支援事業について、「利用者支援事業」や「地域子育て相談機関」の設置も促進
(資料1別添 P4~5 及び資料4)

妊娠期から子育て期の包括的な切れ目ない支援における、伴走型相談支援の推進(妊婦等包括相談支援事業)ですが、妊婦のための支援給付と一体となった相談事業です。制度的に給付と相談事業が分かれるとはいえ、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目ない支援の入口としてたいへん重要です。全国調査の結果の詳細を踏まえ、各自治体における効果的・具体的な方法を是非提示いただき、取り組みの推進をお願いします。

その際、給付とセットになっていない妊娠 8 か月頃の 2 回目の面談については、産休を取得、出産に向かって準備をする重要な時期であり、両親教室(出産前教室)等への参加等を通じて、出産後の見通し、家族を形成することの意識付け、地域の産前産後の情報提供などこの時期にお伝えしたいことが地域子育て支援側からもたくさんあります。実際、子育てひろば全国連絡協議会の調査では約 7 割の拠点が妊娠期からの支援に取り組んでおり、成果をあげていますので、2 回目面談の利用促進につながるインセンティブを考えていただきたいと思います。なお、2 回目面談については、全員必須としている自治体、地域子育て支援拠点における利用者支援事業(基本型)で 2 回目面談を行っている事例などがあります。

また、資料においても、相談の実施体制や場所、特に母子保健事業を始めとした他事業・他機関との連携のあり方等について検討を行うとされています。妊婦等包括相談支援事業の事業費は、利用者支援事業として補助となることですので、いわゆる利用者支援事業基本型の専門員(通称:子育て支援コーディネーター等)との連携強化を是非お願いしたいと考えます。

妊娠期からの切れ目ない包括的な相談支援を考える上でも、「こども家庭センター」と「地域子育て相談機関」、「利用者支援事業」の連携・協働による、妊婦等包括相談支援の体制整備が必要と考えます。

2. 地域子ども・子育て支援事業の担い手の確保と処遇改善

保育士等の処遇改善が必要なことはいうまでもありませんが、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の地域子ども・子育て支援事業の担い手の確保についても厳しい状況があります。最低賃金の上昇に伴う、非常勤雇用の職員の確保やシフト調整は、多くの事業者の負担となっております。各事業の補助金における人件費について配慮いただくとともに、各自治体が毎年補助額を適正にアップしていただけるよう支援をお願いいたします。地域における子どもや子育て支援にかかわる人材を確保することは年々難しくなっており、この分野の専門性を高めていくためにもより一層の処遇改善を要望いたします。